○香川県警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令

平成 12 年 10 月 16 日
警察本部訓令第 32 号

改正　平成 13 年３月 21 日本部訓令第 13 号、平成 14 年６月 21 日本部訓令第 16 号、平成 15 年３月 31 日本部訓令第５号、平成 17 年２月 18 日本部訓令第１号、平成 17 年４月 27 日本部訓令第９号、平成 18 年３月 30 日本部訓令第 15 号、平成 20 年３月 25 日本部訓令第９号、平成 21 年 12 月 18 日本部訓令第 23 号、平成 27 年３月 31 日本部訓令第 20 号、平成 28 年５月 24 日本部訓令第９号、平成 28 年８月 17 日本部訓令第 14 号、平成 29 年１月 19 日本部訓令第１号、平成 29 年３月 24 日本部訓令第７号、平成 30 年７月 17 日本部訓令第 11 号、令和２年３月 24 日本部訓令第７号、令和２年３月 31 日本部訓令第 11 号、令和３年３月 30 日本部訓令第４号、令和４年３月 22 日本部訓令第４号、令和５年３月 28 日本部訓令第 11 号、令和７年３月 27 日本部訓令第 11 号、令和７年９月 29 日本部訓令第 20 号、令和８年３月 27 日本部訓令第６号

香川県警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令を次のように定める。

香川県警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令

職員の勤務時間等に関する訓令（昭和 48 年香川県警察本部訓令第 12 号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　勤務制及び勤務時間（第３条－第 12 条）
第３章　休暇（第 13 条－第 17 条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年香川県条例第９号。以下「条例」という。）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年香川県人事委員会規則第３号。以下「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、香川県警察職員（地方公務員法（昭和 25 法律第 261 号）第 22 条の２第１項に規定する会計年度任用職員及び職員の給与に関する条例（昭和 26 年香川県条例第５号）第４条の２第１項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年香川県条例第 33 号）附則第２項第４号の暫定再任用職員等を含む。）を除く。以下「職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　通常勤務　　原則として、香川県警察執務時間規程（平成 12 年香川県警察本

部告示第４号）に定める執務時間に勤務する勤務制をいう。

（２）　毎日勤務　日曜日及び土曜日を週休日と定めない勤務のうち、宿直勤務を伴わない勤務制をいう。

（３）　一部毎日勤務　通常勤務のうち、宿直勤務を伴う勤務制をいう。

（４）　交替制勤務　15 時間 30 分の勤務時間が割り振られている勤務日、７時間 45 分の勤務時間が割り振られている勤務日及び週休日を繰り返して割り振る勤務制をいう。

第２章　勤務制及び勤務時間

（勤務制）

第３条　職員の勤務制は、通常勤務又は一部毎日勤務とする。ただし、次の表の左欄に掲げる職員の勤務制は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

情報管理課照会センターに勤務する職員	通常勤務、毎日勤務又は一部毎日勤務
地域課機動警察隊自動車警ら係に勤務する職員	通常勤務又は交替制勤務
地域課鉄道警察隊に勤務する職員	通常勤務又は毎日勤務
通信指令課通信指令係に勤務する職員	通常勤務又は交替制勤務
捜査第一課機動捜査隊に勤務する職員	通常勤務又は交替制勤務
捜査第一課検視係に勤務する職員	毎日勤務
鑑識課機動鑑識係に勤務する職員	一部毎日勤務又は交替制勤務
運転免許課に勤務する職員	通常勤務、毎日勤務又は一部毎日勤務
高速道路交通警察隊に勤務する職員	通常勤務又は交替制勤務
警察署の留置管理係に勤務する職員及び当該職員以外の職員のうち看守勤務に従事するもの（以下これらを「留置担当職員」という。）	通常勤務又は交替制勤務
警察署の地域係又は自動車警ら係に勤務する職員	通常勤務、毎日勤務、一部毎日勤務又は交替制勤務

２　香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、職務の性質その他特別の事情がある場合には、前項の規定によらない勤務制を定めることができる。

（週休日及び勤務時間の割り振り）

第４条　条例第４条第１項の規定により定める職員の週休日及び勤務時間の割り振りの基準は、次の表の左欄に掲げる勤務制の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

勤務制の区分	週休日及び勤務時間の割り振りの基準
通　常　勤　務	土曜日及び日曜日を週休日とし、1 週間当たりの勤務時間が 38 時間 45 分となるように割り振る。

毎　日　勤　務	原則として４週間を単位期間とし、単位期間中に８日の週休日を設け、かつ、１週間当たりの勤務時間が 38 時間 45 分となるように割り振る。
一部毎日勤務	香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の職員については、４週間を単位期間とし、原則として単位期間中に８日の週休日を設け、かつ、１週間当たりの勤務時間が 38 時間 45 分となるように割り振る。 警察署の職員については、５週間から８週間を単位期間とし、単位期間中に９日から 15 日の週休日を設け、かつ、1 週間当たりの勤務時間が 38 時間 45 分となるように割り振る。 警察本部及び警察署の宿直勤務を命じられた場合におけるその日の勤務時間は、翌日が勤務を要する日である平日のときは 11 時間 45 分、翌日が勤務を要する日である日曜日又は休日のときは４時間とする。
交替制勤務	原則として３週間を単位期間とし、単位期間中に６日の週休日を設け、かつ、１週間当たりの勤務時間が 38 時間 45 分となるように割り振る。

２　職員の週休日及び勤務時間の割り振りは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職員が定める。

（１）　警察本部の部長　警察本部長

（２）　警察本部のサイバー・情報管理局長、香川県警察学校長及び警察署長　香川県警察本部警務部長

（３）　警察本部の人身安全統括監　香川県警察本部生活安全部長

（４）　警察本部の統括参事官、参事官、参事及び香川県警察組織規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第７号）第 39 条に規定する課等の長（次号及び第６号に掲げるものを除く。）　その属する部の部長

（５）　警察本部のサイバー対策課及び情報管理課の長　香川県警察本部警務部サイバー・情報管理局長

（６）　警察本部の人身安全・少年課の長　香川県警察本部生活安全部人身安全統括監

（７）　前各号に掲げる職員以外の職員　その属する所属（第４号に規定する課等、香川県警察学校並びに警察署をいう。）の長（以下「所属長」という。）

第５条　前条第２項の規定により職員の週休日及び勤務時間の割り振りを定める職員（以下「所属長等」という。）は、勤務時間の割り振りを定めるときは、次の各号に掲げる勤務制の区分に応じ、当該各号に定める基準によらなければならない。

（１）　通常勤務及び毎日勤務（第６号に掲げる勤務制を除く。）　別表第１の基準

（２）　一部毎日勤務（第６号に掲げる勤務制を除く。）　別表第２の基準

（３）　捜査第一課機動捜査隊における交替制勤務　別表第３の基準

（４）　鑑識課機動鑑識係における交替制勤務　別表第４の基準

（５）　地域課機動警察隊自動車警ら係における交替制勤務、地域課鉄道警察隊における毎日勤務並びに通信指令課通信指令係、交通機動隊若しくは高速道路交通警察隊又は警察署の地域係若しくは自動車警ら係に勤務する職員及び留置担当職

員の勤務制　警察本部長が別に定める基準

2　前項の規定にかかわらず、所属長等は、職務の性質その他特別の事情があるときは、前項各号に定める基準によらない勤務時間の割り振りを行うことができる。この場合において、所属長等は、次条第３項ただし書若しくは第４項ただし書、第８条第１項又は第８条の２第１項の規定により勤務時間の割り振りを変更する場合を除き、あらかじめ、香川県警察本部警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議しなければならない。

（週休日の振替等）

第６条　条例第５条の規定による週休日の振替及び４時間の勤務時間の割り振り変更（以下「週休日の振替等」という。）は、所属長等が行うものとする。この場合において、週休日に変更する日及び４時間の勤務時間を割り振ることをやめる日は、次の表の左欄に掲げる勤務制の区分に応じ、同表の右欄に定める日としなければならない。

通　常　勤　務	原則として、土曜日に勤務を命じようとする場合はその日以前１週間、日曜日に勤務を命じようとする場合はその日以後１週間の範囲内の日とする。ただし、職務の性質その他特別な事情などによりこの期間に振替が困難な場合は、勤務を命じようとする日を基準とした前後４週間の範囲内の日とする。
一部毎日勤務	
毎　日　勤　務	勤務することを命ずる必要のある日の属する単位期間内の日
交替制勤務	

2　所属長等は、週休日の振替等を行ったときは、その都度、別記様式第１号の週休日の振替（割り振り変更）簿により、当該職員に対し速やかにその内容を通知しなければならない。

3　週休日の振替を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、原則として、週休日に変更される勤務日の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯と同じ時間帯に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要と認められるときは、この限りでない。

4　４時間の勤務時間の割り振り変更を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、当該４時間の勤務時間の割り振り変更が行われる職員の通常の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯の範囲内に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要と認められるときは、この限りでない。

5　通常勤務及び一部毎日勤務の職員にあっては、条例第 10 条に規定する休日に割り振られている勤務時間について、週休日の振替等を行うことはできない。

6　週休日の振替等により新たに週休日に変更された日又は４時間の勤務時間を割り振ることをやめることとなった日については、更に週休日の振替等を行うことは

できない。

（フレックスタイム制）

第６条の２　所属長等は、条例第３条第３項及び第６条の規定による職員の申告を考慮した勤務時間等（以下「フレックスタイム制」という。）について、職員から申告があった場合において、公務の運営に支障がないと認める場合に限り、その勤務時間を承認の上、割り振ることができる。この場合において、勤務時間の割振り等は、原則として次に掲げる最低基準の範囲内において実施するものとする。

（１）　１日当たりの勤務時間は、休憩時間を除き、７時間 45 分とすること。ただし、育児短時間勤務職員等については、その者について警察本部長が別に定める時間とすること。

（２）　勤務時間の割振りは、午前７時から午後７時 15 分の範囲内で 15 分を単位として行うこと。

（３）　勤務時間の中途において、休憩時間とは別に、最大で２時間まで勤務時間を割り振らない時間帯を設けることができるもの（以下「中抜け」という。）とする。この中抜けは、15 分を単位として行い、１日につき最大２回まで設けることができるものとすること。

２　フレックスタイム制による勤務時間の割振り等は、別記様式第１号の２のフレックスタイム制による勤務時間割振り等指定簿により申告するものとする。

（休憩時間）

第７条　職員の休憩時間は、第５条第１項各号に定める基準に従い、置くものとする。

２　所属長は、通常勤務、毎日勤務又は一部毎日勤務の職員のうちから、前項の規定により置かれる休憩時間帯において急訴、相談、届出、申請等の処理を行う職員を指定するものとし、その職員の休憩時間は、同項の規定にかかわらず、午後１時から午後２時までとする。

３　週休日の振替により勤務を命ずることとなった日の休憩時間は、週休日に変更される日の勤務時間の割り振り等（勤務時間の割り振り及び休憩時間をいう。以下同じ。）に応じて置くものとする。ただし、第６条第３項ただし書の規定により週休日に変更される日と異なる勤務時間の割り振りを行うときは、次に掲げる基準に従い、別の時間帯に置くことができる。

（１）　勤務時間の割り振りは、始業の時刻から連続するおおむね４時間（以下「前半時間」という。）及び終業の時刻まで連続するおおむね４時間（以下「後半時間」という。）とすること。

（２）　前半時間と後半時間の間に１時間以上の休憩時間を置くこと。

４　フレックスタイム制における休憩時間は、午前 11 時から午後 14 時の範囲内で、原則として 15 分を単位とする連続した 60 分を付与するものとする。ただし、警察本部長が別に定める条件に該当する場合は、連続した 45 分とすることができる。

（時差出勤）

第８条　所属長は、業務の運営上必要があると認めるときは、職員に対し、原則として１回の勤務に割り振られる勤務時間が７時間 45 分以内の勤務について、時差出勤（1 回の勤務ごとに、勤務時間を増減しないで始業の時刻を変更する勤務をいう。以下同じ。）を命ずることができる。この場合において、時差出勤を命じられた日の勤務時間の割り振り等は、次の表の左欄に掲げる時差出勤の基本型の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める勤務時間の割り振り及び右欄に定める休憩時間とする。

早出勤務	午前７時から午前11時まで及び午後０時から午後３時 45 分まで	午前11時から午後０時まで
遅出勤務	午後１時15分から午後５時まで及び午後６時から午後 10 時まで	午後５時から午後６時まで
夜間勤務	午後５時 15 分から午後９時まで及び午後 10 時から翌日の午前２時まで	午後９時から午後 10 時まで

２　所属長は、前項に規定する時差出勤の基本型では業務の効率的な運営ができないと認めるときは、当該基本型によらない時差出勤を命ずることができる。この場合において、勤務時間の割り振り等は、次に掲げる要件を充足するものとしなければならない。

（１）　始業の時刻は、午前３時から午後７時 30 分までの間とすること。

（２）　１回の勤務時間が７時間 45 分である場合は、前条第３項各号に掲げる基準に従うこと。

３　前２項の規定により時差出勤を命ずるときは、始業の日が前の勤務の終業の日と同じ日となる勤務が連続して５回を超えることがないようにしなければならない。

４　時差出勤は、別記様式第２号の時差出勤命令簿により命じなければならない。

（勤務時間の分割）

第８条の２　所属長は、あらかじめ割り振られている勤務時間（以下「通常の勤務時間」という。）が原則として７時間 45 分である場合において、命じようとする用務が通常の勤務時間内に遂行できず、かつ、時差出勤を命ずることが適当でないと認めるときは、勤務時間の分割（１回の勤務ごとに、通常の勤務時間の一部を通常の勤務時間以外の時間帯に割り振ることをいう。以下同じ。）を行うことができる。ただし、異なる単位期間の日又は週休日に割り振ることはできない。

２　勤務時間の分割は、通常の勤務時間の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するいずれかの２時間、３時間又は４時間を、当該勤務日の前日の午後６時から当該勤務日の午前３時まで又は当該勤務日の午後６時から当該勤務日の翌日の午前３時までの間に行わなければならない。

３　所属長は、勤務時間の分割を行う場合において、必要があると認めるときは、通常の勤務時間の間にある休憩時間の時間帯を変更することができる。

４　所属長は、勤務時間の分割を行ったときは、その都度、別記様式第３号の勤務時

間の分割簿により、当該職員に対して速やかにその内容を通知しなければならない。

（宿日直勤務）

第９条　所属長は、職員に宿直勤務及び日直勤務を命ずることができる。

２　宿直勤務の勤務時間の割り振りは、別表第２に定めるところによる。

３　日直勤務の勤務時間は、午前８時 30 分から午後５時 15 分までとする。

４　所属長は、宿直勤務の勤務時間の割り振り又は単位期間を変更しようとするときは、あらかじめ、警務課長と協議しなければならない。

（超過勤務等）

第 10 条　所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ずることができる。

２　前項の規定による勤務は、職員の給料等の支給に関する規則（昭和 27 年香川県人事委員会規則第４号）第 24 条第１項に規定する超過勤務等命令簿を作成して命令するものとする。

（勤務時間の確認等）

第 11 条　所属長は、第４条第２項第４号に規定する課、隊又は所にあっては次長、副隊長又は副所長の、香川県警察学校にあっては次長の、警察署にあっては副署長の職にある者を基準として勤務時間管理員を指定して、職員の勤務時間及び休暇についての確認（以下「勤務時間の確認」という。）を行わせるものとする。

２　勤務時間管理員は、勤務時間の確認を行う上で必要があるときは、所属長の承認を得て補助者を指名して、勤務時間の確認を行わせることができる。

３　前項の補助者は、同項の規定により勤務時間の確認を行ったときは、速やかにその内容を勤務時間管理員に報告しなければならない。

４　所属長は、職員の出勤状況を明確にするために、別記様式第４号の出勤整理簿を作成し、これを勤務時間管理員に整理させなければならない。

（欠勤簿）

第 12 条　欠勤しようとするときは、所属長等に、速やかに、別記様式第５号の欠勤簿により届け出なければならない。

第３章　休暇

（年次休暇）

第 13 条　職員から年次休暇の請求があった場合において、条例第 13 条第２項の規定により繰り越された年次休暇があるときは、繰り越された年次休暇から先に請求があったものとして取り扱うものとする。

２　年次休暇の日数には、週休日、休日及び休日の代休日（以下「週休日等」という。）を含まないものとする。

３　１時間を単位として与えられた年次休暇は、７時間45分をもって１日に換算する。

（病気休暇）

第 14 条　条例第 14 条に規定する「疾病」には予防注射又は予防接種による著しい発

熱等を、同条に規定する「療養する」には負傷又は疾病が治った後の社会復帰のためリハビリテーションを受ける場合等を含むものとする。

２　規則第 14 条に定める病気休暇の期間には、週休日等を含むものとする。

（病気休暇及び特別休暇の請求等）

第 15 条　規則第 20 条第１項の規定により病気休暇又は特別休暇を請求しようとする職員は、やむを得ない場合を除き、あらかじめ所属長等の承認を受けなければならない。

２　所属長等は、病気休暇を承認するに当たっては、勤務しないことがやむを得ないと認められる事由を明らかにする医師の診断書その他の証明書類の提出を求めるものとする。

３　所属長等は、特別休暇を承認するに当たって、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求等）

第 16 条　規則第 16 条第４項の規定により介護休暇の指定期間の指定の申出又は規則第 21 条第１項若しくは第２項の規定により介護休暇の請求をしようとする場合は、あらかじめ介護休暇の承認権者（指定期間の指定の申出又は請求をしようとする職員が、警察本部の部長である場合は警察本部長を、サイバー・情報管理局長、人身安全統括監、統括参事官、参事官若しくは参事又は所属長である場合は香川県警察本部警務部長を、その他の職員である場合は警務課長をいう。）に行わなければならない。この場合において、その他の職員による指定期間の指定の申出又は請求は、所属長を経由して行うものとする。

２　規則第 21 条第１項の規定により介護時間の請求をしようとする場合は、あらかじめ所属長等に行わなければならない。

３　前２項に規定する場合において、要介護者に係る医師の証明書その他介護を要するため勤務しないことが相当であると認められる事由を明らかにする証明書類等の提出を求められたときは、速やかにこれを提出しなければならない。

４　規則第 21 条第６項の規定により申出及び変更並びに子育て部分休暇の請求をしようとする場合は、あらかじめ所属長等に行わなければならない。

（長期休暇の場合の手続）

第 17 条　所属長は、職員のうち引き続き１月を超える休暇（介護休暇を除く。）の取得をするものについて、別記様式第６号の長期休暇等届出書により、その休暇の開始時及び１月を超えるごとに警務課長に報告しなければならない。

２　所属長は、職員の病気休暇が取得開始の日から２月を超えるときは、その回復の状況及び治癒の見通しについて、前項の規定による報告に併せて１月を超えるごとに警務課長に報告しなければならない。

３　所属長は、第１項の規定による報告の対象となった職員が当該報告に係る休暇を終了し出勤したときは、長期休暇等届出書より、警務課長に報告しなければならな

い。

附　則

この訓令は、平成 12 年 11 月１日から施行する。ただし、第 11 条第１項に規定する別記様式第４号の出勤整理簿の様式は、平成 13 年１月１日から施行する。

附　則（平成 13 年３月 21 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、平成 13 年４月１日から施行する。

附　則（平成 14 年６月 21 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 14 年６月 21 日から施行する。

附　則（平成 15 年３月 31 日本部訓令第５号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成 15 年４月１日から施行する。

（香川県警察の航空隊に関する訓令の廃止）

２　香川県警察の航空隊に関する訓令（平成元年香川県警察本部訓令第７号）は、廃止する。

附　則（平成 17 年２月 18 日本部訓令第１号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成 17 年２月 18 日から施行する。

（香川県警察交通機動隊の運営に関する訓令の一部改正）

２　香川県警察交通機動隊の運営に関する訓令（平成 12 年香川県警察本部訓令第 24 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（香川県警察の通信指令に関する訓令の一部改正）

３　香川県警察の通信指令に関する訓令（平成 12 年香川県警察本部訓令第 26 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（香川県警察における留置業務の管理運営に関する訓令の一部改正）

４　香川県警察における留置業務の管理運営に関する訓令（平成 13 年香川県警察本部訓令第２号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（香川県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令の一部改正）

５　香川県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（平成 13 年香川県警察本部訓令第 19 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（香川県警察の地域警察の運営に関する訓令の一部改正）

６　香川県警察の地域警察の運営に関する訓令（平成 13 年香川県警察本部訓令第 29 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成17年４月27日本部訓令第９号）

この訓令は、平成17年４月27日から施行する。

附　則（平成18年３月30日本部訓令第15号）

１　この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成20年３月25日本部訓令第９号）

この訓令は、平成20年３月25日から施行する。

附　則（平成21年12月18日本部訓令第23号）

この訓令は、平成22年１月１日から施行する。

附　則（平成27年３月31日本部訓令第20号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年５月24日本部訓令第９号）

この訓令は、平成28年６月１日から施行する。

附　則（平成28年８月17日本部訓令第14号）

この訓令は、平成28年９月１日から施行する。

附　則（平成29年１月19日本部訓令第１号）

１　この訓令は、平成29年１月19日から施行する。

２　第１条の規定による改正前の香川県警察職員の勤務時間、休暇等に関する訓令に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（平成29年３月24日本部訓令第７号）

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年７月17日本部訓令第11号）

この訓令は、平成30年８月１日から施行する。

附　則（令和２年３月24日本部訓令第７号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日本部訓令第11号）

１　この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

２　略

附　則（令和３年３月30日本部訓令第４号）

１　この訓令は、令和３年３月30日から施行する。

２　改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（令和４年３月22日本部訓令第４号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月28日本部訓令第11号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月27日本部訓令第11号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年９月29日本部訓令第20号）

この訓令は、令和７年10月１日から施行する。

附　則（令和８年３月27日本部訓令第６号）

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

（別表及び別記様式　省略）